

# 松戸市教育委員会会議録

令和7年5月定例会

# 松戸市教育委員会会議録

令和7年5月定例会

開 会	令和7年5月14日(水) 午前10時	閉 会	令和7年5月14日(水) 午前11時24分	
署名委員	教育長 波田 寿一	委 員	伊藤 誠	
出席委員 氏 名	教育長 波田 寿一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	×
出席職員	内訳別紙のとおり			
特記事項				

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

令和7年5月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	村上 陽子	21	〃 学校保健安全担当室 指導主事	稲垣 雄介
2	学校教育部 部長	中坂 正夫	22	教育政策研究課 課長	秋田 敦子
3	学校教育部 審議監	町山 信之	23	〃 補佐	植田 益規
4	教育総務課 課長	三根 秀洋	24	〃 主任主事	金子 悟
5	〃 専門監	戸張 徳一	25	〃 再任用	白井 宏之
6	〃 補佐	飯島 幸枝	26	学習指導課 課長	小川 晴美
7	〃 主査	吉川 紘司	27	〃 補佐	小林 裕範
8	〃 主査	竹田 順一	28	〃 指導主事	菅谷 周平
9	文化財保存活用課 課長	渡辺 貴生	29	〃 特別支援教育担当室 室長	山口 広美
10	〃 博物館 次長	染野 寿郎	30	〃 特別支援教育担当室 補佐	高橋 宏樹
11	〃 博物館 主査	石渡 範子	31		
12	学校施設課 課長	久保田 昭彦	32		
13	〃 補佐	栗山 誠	33		
14	〃 主査	藤井 大介	34		
15	学務課 課長	南 進史	35		
16	〃 補佐	河本 亮	36		
17	〃 補佐	原 有希也	37		
18	〃 補佐	江川 裕子	38		
19	〃 補佐	佐藤 毅	39		
20	〃 学校保健安全担当室 室長	芦田 百代	40		

## 令和7年5月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和7年5月14日（水） 午前10時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題  
議 案

4 その他

## 令和7年5月定例教育委員会会議 議題目次

### (1) 議案

#### ① 議案第 2号

松戸市立博物館協議会委員の任命について

(文化財保存活用課・博物館)

#### ② 議案第 3号

契約の変更について

(学校施設課)

#### ③ 議案第 4号

松戸市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について

(学務課)

#### ④ 議案第 5号

松戸市教育振興審議会委員の委嘱について

(教育政策研究課)

#### ⑤ 議案第 6号

松戸市教育振興審議会への諮問について

(教育政策研究課)

#### ⑥ 議案第 7号

松戸市教育支援委員会委員の委嘱について

(学習指導課・特別支援教育担当室)

#### ⑦ 議案第 8号

令和8年度に使用する松戸市教科用図書採択に関する方針について

(学習指導課)

⑧ 報告第 3号

臨時代理による処分の報告について

(学務課)

**教育長** それでは、まず傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議には、現在1名の方から傍聴したい旨の申出がございます。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降、傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

---

**教育長** 続きまして、教育委員会の開催についてお知らせをいたします。

本日、和座委員が所用により欠席されております。しかし、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条3項の規定により、本会議は開会することができます。よろしく願いいたします。

---

◎開 会

**教育長** それでは、ただいまより令和7年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

---

◎会議録署名委員の指名

**教育長** 開会に当たり、本日の会議録署名人を伊藤委員にお願いいたします。

---

◎議案の提出

**教育長** それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案7件、報告1件となっておりますが、これに加えて、お手元に議案書第9号として、「松戸市立小学校教諭の懲戒処分に係る副申・内申の提出について」を提出させていただきました。

これを日程に追加の上、議題に追加してはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第9条により、決を採らせていただきます。

議案第9号を日程に追加の上、議題に追加することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議ないものと認め、議案第9号を日程に追加の上、議題に追加することといたしました。

また、本日、議題のうち、報告第3号及びただいま追加いたしました議案第9号は、個人情報に関わる案件となります。したがって、この審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、報告第3号及び議案第9号の審議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議ないものと認め、報告第3号及び議案第9号の審議は秘密会といたします。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいま決定のとおり、報告第3号及び議案第9号は秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事の日程の順序を変更することとし、その他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議ないものと認め、その他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は、武田教育長職務代理者をお願いいたします。

---

#### ◎議案第1号

**教育長職務代理者** 本日は、議案が大変多くなっております。限られた時間の中で円滑な議事進行に努めたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第2号「松戸市立博物館協議会委員の任命について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

博物館次長、お願いします。

**文化財保存活用課博物館次長** 文化財保存活用課博物館、染野でございます。

それでは、資料1ページ、議案第2号「松戸市立博物館協議会委員の任命について」ご説明いたします。

本案の提案理由でございますが、松戸市立博物館協議会委員のうち、1号委員の学校教育関係者1名について変更が生じたため、松戸市立博物館条例第8条第2項の規定に基づき、記載のとおり任命するものでございます。

次ページでございます。松戸市立博物館協議会委員名簿10名のうち、学校教育関係者として任命していました松戸市立常盤平第三小学校校長藤崎裕二氏が本年3月末の退職により退任されたことから、新たに松戸市立小金北小学校校長深沢久氏を新任の博物館協議会委員として任命するものでございます。

任期につきましては、松戸市立博物館条例第8条第3項の規定に基づき、欠員が生じた場合の補欠委員の任期として、前任者の残任期間としているものでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第2号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

**伊藤委員** 特段、異存があるわけではないんですが、今回、1号委員の学校教育関係者として、数多い校長先生の中から、今回、初めて校長先生になられた深沢さんという方が選ばれていますが、校長先生の中からはなぜこの方が選ばれたのか、その辺で何か特に理由というのはあるのでしょうか。

**教育長職務代理者** 博物館次長、お願いします。

**文化財保存活用課博物館次長** 今のご質問の、校長先生から深沢先生が選ばれた理由につきましては、博物館側につきましては、1号委員の学校教育関係者として松戸市校長会からの推薦により任命しております。このたび、4月の人事異動で退職ということで、新たに松戸市校長会で推薦をいただいた方ということで認識しております。

**伊藤委員** その校長会のほうからの推薦の中に、何か理由というのはいったんですか。

**教育長職務代理者** 教員長、お願いします。

**教育長** 各校長もある程度専門性がございまして、この博物館協議会につきましては、基本的に社会科教育部会等で専門性を有している校長から選ぶというような慣例になっているということです。そこで、深沢校長先生も同様な理由で校長会からの推薦を受けていると私は認識しております。

伊藤委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほか、ございますか。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

議案第2号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第2号は原案どおり決定いたしました。

(説明員入替え)

---

#### ◎議案第3号

教育長職務代理者 次に、議案第3号「契約の変更について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 それでは、議案書3ページ、議案第3号「契約の変更について」説明させていただきます。

本件は、令和6年松戸市議会6月定例会議案第6号をもって議決されました。松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業の契約につきまして、次のとおりに契約の変更を6月定例会議に議案として提出するよう市長に申し出るものでございます。

契約変更の金額として、1、変更前の契約金額、2変更後の契約金額につきましては、記載のとおりでございます。3、変更による増額分64万9,880円となるものです。提案理由といたしましては、整備対象教室の増加に伴い、空調設備の維持管理費用が増額したため、契約変更を提案するものでございます。

この提案理由の内容につきまして、5ページの参考資料に沿って説明いたします。

上の段の表は、これまでの契約の経緯をまとめたものでございます。表の上から2行目、1の当初契約から10の契約変更まで、教育委員会議での議案審議及び採決を受け、市議会本会議での議決を得た後、契約の締結を行ってまいりました。

次に、表の下に、今年度増設・移設整備の内容を記載しております。令和7年4月の学級編制に伴い、空調設備が新たに必要となった教室の状況に対応するため、小学校9校11室、

中学校1校1室、合計12室において8台の増設及び4台の移設整備をするもので、PFI事業者である松戸SAパートナーズ株式会社と令和7年4月11日に契約を締結し、できるだけ早い時期に実施する予定でございます。

なお、この整備の予算につきましては、本契約と予算とは別枠となりますが、PFI事業の当初予算の一部として執行するため、補正予算の必要はございません。

以上のことから、増設整備されます8台の維持管理費用の増額に伴う契約変更といたしました本議案をご審議いただくものでございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 議案第3号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。よろしいでしょうか。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

一昨年が548室増とかなり多くて、今年は移設を含めると12室で、新規は8室になっていますが、今後もそれほど増えないで管理がいきそうなのか、そんな見通しが今分かる範囲であれば教えてください。

**教育長職務代理者** 学校施設課長、お願いいたします。

**学校施設課長** 昨年度の大変多いというのは、理科室や図工室などの特別教室が入りましたので増えましたが、例年は、このくらいずつで増えていっているような感じです。今年度も特別支援学級の増加によるものがほとんどでございますので、普通教室はそんなに増えないといったところでございます。

以上でございます。

**山形委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** ほか、ございますか。よろしいですか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

議案第3号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第3号は原案どおり決定いたしました。

(説明員入替え)

---

◎議案第4号

**教育長職務代理者** 次に、議案第4号「松戸市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いいたします。

**学務課長** それでは、資料6ページの議案第4号「松戸市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、労働安全衛生規則の一部改正に伴い、所要の規程を整備するためでございます。

続きまして、改正の要旨でございます。

現在、国内で輸入、製造される化学物質は数万種類に上り、その中には、危険性や有害性が不明で規制の対象となっていない物質が多く含まれますが、化学物質による労働災害では、これらの規制の対象となっていない物質に起因するものが8割を占めております。これらを踏まえ、国において従来規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、令和4年に労働安全衛生規則が改正され、化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任が必要となったこと、さらに、令和6年5月に同規則に基づく厚生労働大臣告示が改正され、規則の対象となった化学物質が増えたことから、松戸市立学校におきましても、化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任と職務について必要な事項を定めることが必要となったため、松戸市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正するものです。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

以上です。

**教育長職務代理者** 議案第4号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

13ページ、14ページは、これ、新旧と並べたいところを両面刷りになったというイメージでよろしいですか。

**学務課長** 13ページ、14ページ。そうです。

**教育長職務代理者** そうですね。ありがとうございます。

ご質問、ご意見、ありますでしょうか。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

理解の確認と質問です。

8ページにあります化学物質管理者と保護具着用管理責任者は、各学校に必ず1人ずつ設定されるのかというところの確認と、10ページの総括安全衛生管理者について、50名以上の教職員が、今回は常時と、常に50名以上というところがあったので、これについては質問で、現状、小中学校で職員の方が常時50名いる学校は何校ぐらいあるのかというところが分かれば、お願いいたします。

**教育長職務代理者** 学務課長、お願いいたします。

**学務課長** 化学物質管理者及び保護具着用管理責任者につきましては、合わせて1人ということで、1名、1名ということじゃなくて大丈夫でございます。

あと、2つ目のことなんですけれども、常時50名以上の職員がいるところにつきましては、松戸市立学校におきましては、中学校で1校、高等学校で1校と、その2校となっております。

以上です。

**山形委員** ありがとうございます。

続けて申し訳ないです。9ページの5の産業医の関わりが、旧のところは、「職場を巡視し」で回数を書いていないんですが、新になりますと、担当する事務所を毎月1回、産業医が、訪問の回数が増えるということに関して、連携などの部分に関して調整等が必要なのかどうか、その辺はスムーズにいきそうかを確認したいです。

**教育長職務代理者** 作業の流れという。

**山形委員** そうですね。

**教育長職務代理者** 学務課長、お願いいたします。

**学務課長** 産業医につきましては、巡回頻度について明記されていなかったことから、今回に当たって明文化したものでございます。今年度から巡回報告等もいただくことにしまして、巡視の内容につきまして、今お話しいただいたように、調整等を図って努めてまいりたいと思います。

以上です。

**山形委員** お願いします。

**教育長職務代理者** これから調整していくということですか。学務課長、すみません、追加で

お願いします。

**学務課長** 事前の連絡等は入れてはおりますけれども、具体的な一回一回につきましては、その都度実施してまいりつもりです。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほか。

中西委員。

**中西委員** すみません、不勉強で申し訳ないんですけど、常時というのがついたのは、どういう経緯でついたんでしょうか。

**教育長職務代理者** 学務課長。

**学務課長** 常時というものが、こちらも言葉を載せただけでございまして、意味的には以前のところも常時なんですけれども、学校ごとの職員数をカウントするに当たって、そこを常時、常に、学校職員が年度途中で任期が切れたりする方も中にはいるんですけども、あとは週当たりの勤務時間が短時間勤務だったりとかするもので、そういったことを除くというところで、常時ということをも文化したというところがございます。常に50名いるというところをも文化させていただいたというところがございます、一応分かりにくいんですけど。

**中西委員** 分かったような分からないような。産業医の話は、例のメンタルヘルスの対策のときの助成についても何か話になった記憶はありますが、中学校1校、高校1校だけが対象ということになると、それ以外のところはどうなんだろうなということが気になるんですけど、学校ってそんなに大規模なところはそれほどない、ましてやこれから規模が小さくなっていく中で、50人以上という決まっているルールがあるにせよ、それより小さい大半の学校はどうしているのかというのは、いろいろ全てについて確認したら大変だと思うんですが、その産業医のところはちょっと気になっているので、いかがでしょうか。

**教育長職務代理者** 学務課長、お願いします。

**学務課長** 今の件につきましては、産業医につきましては50名以上なんですけども、面接医という者がおりますので、そちらの派遣ということになります。対応はしております、50名以下であっても。

**中西委員** それは、ここに書いてある面接指導医というものは別の話ですか。

**学務課長** そのことでございます。

**中西委員** 面接指導医は、常時50人以上を除くですか。なるほど。すみません。読み違えていました。じゃ、産業医で対応できないところは面接指導医だということ。

学務課長　そういうことです。

中西委員　分かりました。

教育長職務代理者　ほか、よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者　それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

議案第4号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者　ご異議がないものと認め、議案第4号は原案どおり決定いたしました。

(説明員入替え)

---

#### ◎議案第5号

教育長職務代理者　次に、議案第5号「松戸市教育振興審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育政策研究課長、お願いいたします。

教育政策研究課長　15ページの議案第5号「松戸市教育振興審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

本件は、松戸市教育振興審議会条例第4条の規定に基づき、教育振興基本計画に関する事項等を調査審議する松戸市教育振興審議会の委員を委嘱するため、提案するものでございます。

次ページをご覧ください。

この表に記載してございますように、8名の委員にお願いしたいと考えております。1号委員の学識経験者といたしましては、聖徳大学大学院教職研究科教授、聖徳大学教職実践センター長の日根野達也様、玉川大学教育学部教育学科准教授の久保紘子様、2号委員、社会教育関係者といたしましては、松戸市音楽協会会長の局和美様、3号委員、学校教育関係者といたしましては、松戸市立中部小学校校長の西田大助様、松戸市立小金中学校校長の千葉貴子様、4号委員、児童生徒の保護者としまして、松戸市PTA連絡協議会の仲島茜様、5

号委員、地域における教育の向上に資する活動を行う者といたしまして、松戸市社会福祉協議会理事、松戸市民生委員児童委員協議会副会長の小野順子様、6号委員、その他教育委員会が必要と認める者といたしましては、司法書士・行政書士・民事信託士で松戸市教育委員会の点検・評価に関する外部評価をお願いしておりました加藤裕様でございます。いずれの方々も、関係団体からのご推薦や本市との関係における日頃のご功績を元に、本市教育振興基本計画に関する事項等を調査・審議するにふさわしい皆様と考えております。

委員の任期は、令和7年5月14日から令和9年5月13日までの2年間でございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第5号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山形委員。

**山形委員** 山形です。審議委員の定員の確認をさせていただきます。

**教育長職務代理者** 教育政策研究課長、お願いいたします。

**教育政策研究課長** 条例上は10名以内ということになっておりまして、今回は8名でお願いする予定でございます。

以上です。

**山形委員** ありがとうございます。

意見を残したいと思います。4号委員の方が松戸市PTA連絡協議会の方なんですけれども、児童生徒の保護者として、ほかにも市内にはPTA連絡協議会に入っていない小学校が多分3分の1以上あるかと思っております。PTA連絡協議会に入っていない学校の保護者の方が参加できるような機会を設けていただけたらなと思います。保護者の方も様々な背景もあると思います。検討していただけたらと思います。

以上です。

**教育長職務代理者** ご意見ということで。

**山形委員** はい。

**教育長職務代理者** ほか、ございますか。よろしいですか。

中西委員。

**中西委員** 定員が10人以内ということは、可能性としては追加をするということもあり得るというふうに考えてよろしいのでしょうか。

**教育長職務代理者** 教育政策研究課長、お願いします。

教育政策研究課長 10名以内でございますので、そのとおりでございます。

教育長職務代理者 よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 初めてこのたび新たに立ち上がる審議会ということですので、また新たな動きがあることもあるかと思いますが、今のご意見等を反映していただければありがたいと思います。

ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

議案第5号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第5号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第6号

教育長職務代理者 次に、議案第6号「松戸市教育振興審議会への諮問について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育政策研究課長、お願いいたします。

教育政策研究課長 17ページの議案第6号「松戸市教育振興審議会への諮問について」ご説明いたします。

本件は、教育基本法第17条第2項の規定により定める本市の教育振興基本計画の策定に向けて、その内容の検討について松戸市教育振興審議会に諮問するため、提案するものでございます。

次ページの別紙1が諮問書案でございます。

次ページの19ページをご覧ください。こちらは諮問理由になります。諮問理由といたしましては、指針「学びの松戸モデル」を策定した経緯、策定後の状況の変化、それを受けて国の政策とさらに整合性を図り、変化への対応と基本の徹底を基本とした本市の教育振興基本計画を策定し、教育施策を展開していくことの必要性を記載しております。また、策定する計画の基本事項といたしまして、この計画は教育基本法第17条第2項に基づく計画であること、松戸市総合計画の教育分野を担うものであること、関連計画と整合性を図ること、計画

の対象は、市長が管理、執行する教育に関する事務を除く生涯学習及び本市が所管する小中高等学校の学校教育を計画の対象範囲とすること、計画策定期として、令和8年3月を目指すことを記載しております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第6号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

中西委員。

**中西委員** 諮問理由の中で、計画の対象が、「市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は除く。」とありまして、基本計画がそこまでそういうことを配慮しなきゃいけないものなのかというのは若干疑問がある点であります。常に生涯学習が大切だと言われていて、学校教育よりも生涯学習のほうが言葉として先に来ることは当たり前のようにあるんですけど、先ほどちょっと委員の定員の話をお聞きしたのも、やっぱりどうしてもこういう教育関係の審議会になると、学校教育中心になってしまうと。委員の方の経歴を見ると、学校教育の関係者、3号委員だけではなくて学校関係者がちょっと目立つ気がしますので、やはり学校教育が大事なのは分かるんですけども、生涯学習に関しても、あまり制約にとらわれない議論をしていただきたいなという気がしまして、この括弧書きが必ずしも必要ではないのではないかという点で、ちょっとご質問をしたいと思います。

**教育長職務代理者** 2点ですね。教育政策研究課長、お願いいたします。

**教育政策研究課長** こちらの括弧書きにつきましては、条例で業務が教育委員会から執行部に移ったということで、記載してございまして、他市の例を見ましても、やはりこれを除くということを書いている他の団体もございまして、自分が他市の基本計画を見たときに、どういふことになっているのかということを見比べるときには、やはりこれが書いてあると、ここを除いているんだなと、それ以外の部分について計画が策定されているんだな、ということが分かるというような利点もございまして、書いてございます。

また、スポーツ分野につきましては、別の審議会も立ち上がるというふう聞いておりまして、そちらのほうでの審議がなされる部分だというふう考えておりますので、このような記載をさせていただいているところでございます。

以上です。

**教育長職務代理者** すみません、続けて、生涯学習関係の委員さんに関する今後の検討についてというのと。それはご意見。

中西委員 あくまで意見です。

教育長職務代理者 ほか、ございますか。よろしいでしょうか。

教育長。

教育長 先ほど、議案第5号でご審議いただいた教育振興審議会委員の皆さんと、これから実際にこの教育振興基本計画について審議をしていくわけですので、今回諮問をさせていただくということをこの教育委員会会議で決定させていただきますが、あくまでもこの諮問理由や、現段階でのこういった位置づけ、計画等になっていますので、この後、試案を基にご意見をいただきながら、様々な視点で、こういう部分についてはこのようなことが大切なんだとか、この辺の部分についてはどうなんだとか、具体的なご意見をいただきながら多分審議が進んでいくと思っていますので、私たち教育委員会も、しっかり諮問をさせていただくという意味では意識をして、この審議会の進み具合をしっかり注視していかなければいけないと思っていますので、その都度事務局のほうから進捗状況等をご報告していただき、その中でまた意見交換できたらと思っています。ぜひしっかり私たちも考えて、松戸市あるいは松戸市の子どもたちのために資するような基本的な考え方、それを持って松戸の教育を進めていきたと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

議案第6号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第6号は原案どおり決定いたしました。

(説明員入替え)

---

#### ◎議案第7号

教育長職務代理者 次に、議案第7号「松戸市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題と

いたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学習指導課特別支援教育担当室長でよろしいですか。よろしく申し上げます。

**学習指導課特別支援教育担当室長** 議案第7号、松戸市教育支援委員会委員委嘱につきましてご説明いたします。

教育支援委員会は、22ページの委員で構成され、それぞれの専門的な知見により、特別支援学級の入退級の是非に関する審議を行っております。

提案理由につきましては、松戸市教育支援委員会条例第4条に規定されている委員の任期満了に伴い、2年ごとの委嘱替えの時期に当たるため、新たに委員の委嘱をお諮りするものでございます。

22ページに委員の一覧がございます。1号委員、教育委員会事務局職員として江川委員が新任です。2号委員、特別支援学級設置校の校長、副校長または教頭については、藤ヶ崎常盤平第三小学校長、山藤第一中学校副校長が新任で、渡辺委員は再任です。3号委員、特別支援学級を担当する者については、3人とも新任です。上から順に、自閉症・情緒障害特別支援学級担任が2名、杉野委員、徳元委員、知的障害特別支援学級担任が1名、羽生委員となっております。4号委員、医師については、辰巳委員、種瀬委員、前田委員、共に再任です。5号委員、学識経験を有する者については、日根野聖徳大学大学院教職研究科教授、廣瀬千葉県立つくし特別支援学校長、山澤千葉県立松戸特別支援学校長が新任です。松浦委員は再任です。6号委員、児童福祉施設職員として、小林柏児童相談所児童心理第一課長が新任です。渋谷委員は再任です。

任期は、令和7年6月1日から令和9年5月31日までの2年間でございます。

以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第7号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

いつもこの変更のたびに確認していることですが、年間の審議にかかる子どもたちの人数の確認させてください。年々増加しているとは思いますが、ここ二、三年の人数の推移が手元で分かれば教えてください。また、会議が年何回あるかというところ教えてください。

あともう一点、日根野先生が教育振興審議会の委員が重なっていますが、問題ないかどうか

かの確認だけさせていただきます。お願いします。

**教育長職務代理者** 学習指導課特別支援教育担当室長、お願いいたします。

**学習指導課特別支援教育担当室長** よろしくお願いします。

まず初めに、日根野委員のお話になりますが、関係課と確認いたしましたところ、大丈夫だということでした。審議の件数につきましては、昨年の件数は相談だけで、600件を超えております。

そして、助言を受けて404件ということで、10年前の10倍の件数ということになります。ここ二、三年の推移ということにつきましては、令和2年の審議の件数が203件、これはコロナ化で相談件数が減っていたということもございますが、その後、令和3年283件、令和4年298件、令和5年333件ということで、昨年は404件という推移になっております。今年度も、もう既に6月の段階でかなりの件数がもう審議にかかってきております。会議の回数は、年間10回の開催でございます。

以上でございます。

**山形委員** ありがとうございます。

かなり生徒さんが増えているので、会議のほうもとても難しい会議になっているとは思いますが、専門性の高い先生たちに今後もお願いできればと思います。気になるところで、その部分で意見を残します。相談件数が600件となっておりますが、実際はもっと相談したい方がいるのではないかと思います。相談の予約をしても、一、二か月待ちもあるかと思えます。そのあたりの接続のスムーズさや、就学相談が一番多いとは思いますが、例えば、千葉県教育委員会の相談システムも、もし時間のタイムラグが大きいようであればご紹介するなどのタイムラグの解消をお願いしたいです。もうすでに、何かしら工夫されているとは思いますが、一人一人を大切に丁寧に関わるようにすると、時間もなくなるし、とても難しいと思います。ですが、一人一人のお子さんたちと保護者の方が安心してできるような仕組みづくりを今も工夫されていらっしゃると思いますが、ぜひもっと創意工夫を広げていただけたらと思います。まだまだ相談したくても相談できていない保護者の方は実はたくさんいらっしゃると思うので、引き続きその啓発等もよろしくお願いします。

**教育長職務代理者** すみません、不案内でお伺いしたいんですが、この相談件数というのは1人1件というカウントですか。それとも、1人に対して複数回という感じで、関わり、人数とは違うというふうに理解したらいいのか、ちょっとそこを教えていただきたいです。

特別支援教育担当室長、お願いいたします。

**学習指導課特別支援教育担当室長** ただいまのご質問ですが、1人に対して1件ということでございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほか、ございますでしょうか。

教育長。

**教育長** 今、担当室長から説明があったとおり、相談件数もそうですし、審議件数も年々増えているという状況がございます。それだけ特別支援教育が必要だというニーズが高まっているということなんだろうと思っています。そうしますと、既存の委員会で処理できる処理能力というの、もうそろそろ限界に来ているのかなと私は思っていて、これはまた事務局の中でもきちんと審議していかなければいけないんですが、例えば、委員会そのものを2つに分けるとか、地域別にするとか、学校を分けていくとか、多分大きな自治体ですと、1つの委員会の中に1班、2班とか、名称は分かりませんが、そういう形で専門家の方たちにもう少しお集まりいただいて実施する形をこれから考えていかなければいけない。そうすると、多分予算要求にも関わってくると思いますので、またその辺しっかり議論をして、また皆さんにお諮りできたらと思っています。それだけニーズが高まっているという現状ですので、よろしくをお願いします。

その変、どうですかね。

**教育長職務代理者** 数的な部分じゃなくて、現状というのはいかがなんでしょうか。

**教育長** 要するに、この委員会そのものの機能がしっかり回っているのかとか、かなりこの委員の皆さんたちが審議するに当たって負担があるのかとか、その辺はどうなのか、感覚的な問題なのかもしれませんけど。

**教育長職務代理者** 学習指導課長、お願いいたします。

**学習指導課長** 今、自分も同じフロアにいるんですけども、学校からの問合せ、保護者からの問合せが多数ございまして、今年度、特別支援教育担当室というのが立ち上がりました。電話回線も別でございます。それでもやはり鳴りっ放しというところがございます。なので、先ほど話題に上げていただきましたけども、保護者も我が子のことを見て、やはり個別最適な学びというところが必要かなというところがあり、相談ケースも増えており、それにやっぱり私たちも寄り添って対応していかなきゃいけないという現状があるかなというふうに感じております。日々、電話はとて問合せは多いです。というのが現状です。

**教育長職務代理者** どうしても、今波田教育長がおっしゃったように、就学相談という時間

との闘いみたいな部分もございますので、やはり機能しなくなるというか、逼迫しちゃうというのが今のお話を聞いていて本当に一番懸念されるところで、ここ数年で倍増というのはちょっと苛烈なのかなというふうに思うところで。

中西委員。

**中西委員** 私も、教育長がおっしゃった分割の話は発言しようかなと今思っていたところで、単純に考えて、人数と審議する時間のことを考えたときに、それぞれ個別にやらなきゃいけない話だと思うので、そうすると、1人について一体どれだけの時間が取れているのかというのを示せば、これは大変だなということが分かるんじゃないかと思うんですけど、あと、他の同規模の自治体、同規模以上の自治体はどうしているかという情報も大事だと思いますが、そういうこともお考えいただいたらどうでしょうか。

**教育長職務代理者** 何かご意見等ございましたら。

特別支援教育担当室長、お願いいたします。

**学習指導課特別支援教育担当室長** 様々なご意見をいただきまして、ありがとうございます。今、どのように進めていくのが一番よいのか、検討しているところでございます。

2つに分けてというところご意見を教育長からいただきました。予算の関係であったり、時間の関係であったり、現在は、五香の分室で会議を行っているところですが、会議の場所を検討することができればもっとスムーズに会議や打ち合わせ、就学相談などを持つことができると感じております。五香へいくまでの往復の時間や準備の時間などを考慮すると2時間はかかってしまうというところで指導主事も昨年よりも減り、その中でどのような効率のいい方法があるか考えているところでございます。

多方面でいろいろな委員の方々へ委嘱いたしました。お時間的なものも2回に分けてというところが可能か、どんな工夫をしたらよいかというところは検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。いろいろと知る機会をいただいて、ありがとうございます。また、みんなで考えていく必要性もあるのかなと思います。今回は、新委員の委嘱についてでございますので、それについての採決をさせていただきたいと思っております。

議案第7号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第7号は原案どおり決定いたしました。

(説明員入替え)

---

◎議案第8号

**教育長職務代理者** 次に、議案第8号「令和8年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学習指導課長、お願いします。

**学習指導課長** 議案第8号「令和8年度に使用する松戸市教科用図書の選択に関する方針について」です。承認を求めます。

提案理由は記載のとおりです。小学校教科用図書は一昨年度、中学校教科用図書は昨年度が採択年度であったため、令和7年度は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条により、4年間同一の教科用図書を採択する年度になっております。また、学校教育法の附則第9条に規定する特別支援学級で使用される教科書につきましては、検定教科書の規定から除かれるため、毎年採択することになります。

以上を踏まえまして、令和8年度使用教科用図書の採択を実施するために、採択地区協議会規約及び採択に関する一般方針について承認をいただくものでございます。

24ページをご覧ください。1、目的につきましては、法に基づき、松戸市教育委員会が令和8年度に松戸市立小中学校で使用する教科用図書を適正に採択することとございます。2、採択の基本方針でございますが、法に従いまして、東葛飾西部採択地区内にある市と協議の上、種目ごとに同一のものを採択するものといたします。3、協議会規約の遵守でございますが、協議会規約については記載のとおりでございます。

なお、令和7年度の協議会事務局は流山市になります。

4、協議会の委員については記載のとおりです、5、候補図書の公表ですが、各委員が推薦した候補図書についての公表はしないものといたします。6、採択図書の決定につきましては、協議会が種目ごとに選定した教科用図書については、松戸市教育委員会会議でこれを採択いたします。7、情報開示につきましては記載のとおりです。

なお、松戸市教科用図書選定の基本的な観点につきましては、25ページにお示ししたとおり、学習指導要領への対応が3項目、内容について4項目、造本について2項目です。附則第9条の規定による一般図書の選定に当たっての観点は記載のとおりです。

以上、令和8年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について承認を求めま

す。

以上です。

**教育長職務代理者** 議案第8号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** 質問等ないようですので、質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

議案第8号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第8号は原案どおり決定いたしました。

---

◎その他

**教育長職務代理者** それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、秘密会の前にその他に移ります。

事務局より何か報告はございますか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** 委員の皆様からはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

---

◎報告第3号及び議案第9号

**教育長職務代理者** それでは、報告3号「臨時代理による処分の報告について」、議案第9号「松戸市立小学校教諭の懲戒処分に係る副申・内申の提出について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、報告第3号及び議案第9号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方は退席をお願いいたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、教育総務課

長、学務課長、学務課課長補佐、以上となります。そのほかの方は退席してください。

(関係職員以外の職員退席)

---

(以後、秘密会)

---

(関係職員等入室)

---

**教育長職務代理者** ご報告いたします。

報告第3号につきましては承認され、議案第9号につきましては原案どおり決定いたしましたことを報告いたします。

本日、予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

**教育長** ありがとうございました。

それでは、次回の教育委員会会議の日程についてでございます。次回の教育委員会会議は、令和7年6月4日の水曜日、午前10時より、教育委員会5階会議室にて開催してはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議ないようでございますので、次回、令和7年6月定例教育委員会会議は、令和7年6月4日の水曜日、午前10時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

---

◎閉 会

**教育長** 以上をもちまして、令和7年5月定例教育委員会会議を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午前11時24分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員